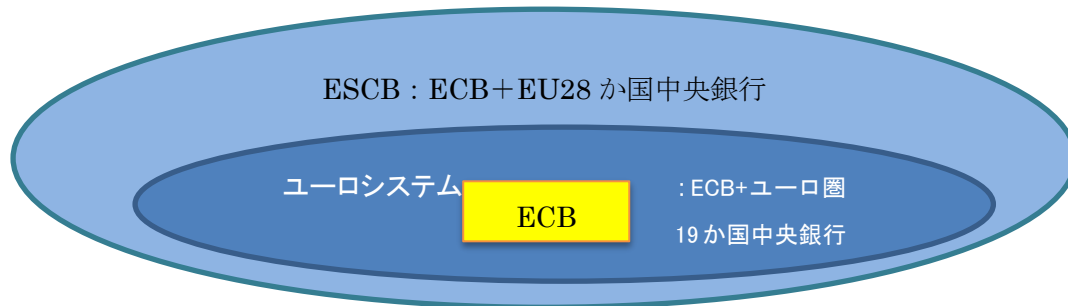


通貨ユーロ信認の仕組み(1)－欧州中央銀行(ECB)とは

■ 欧州中央銀行(ECB)

ECB とは、単一通貨ユーロを採用しているユーロ圏の金融政策を担う中央銀行です。

■ ユーロシステムと欧州中央銀行制度



マーストリヒト条約により、全ての EU 加盟国はユーロを導入し、その単一通貨制度において金融政策を担うのは欧州中央銀行制度(European System of Central Banks: ESCB)であるとされています。実際には、EU 加盟国のうちユーロ圏と呼ばれる 19 か国のみが通貨ユーロを導入しており、EU 全体の単一の金融政策は行われておりません。このため、現在はユーロ圏の金融政策は、ユーロシステムと呼ばれる ECB とユーロ圏 19 か国の中央銀行からなる機関により決定され、具体的な政策の実施は、各国中央銀行により実行されています。

■ 金融政策

金融政策は、主に①公開市場操作、②常設ファシリティ、③最低準備預金制度の 3 種類があります。

①公開市場操作は、金融機関が保有する国債等を担保に各国中央銀行が資金を貸し出します。期間は、1週間(Main Refinancing Operation : MRO)と3か月(Long-Term Refinancing Operation : LTRO)が、基本であり、MRO は、政策理事会が毎月発表する市場介入金利での貸し出しになります。②常設ファシリティには、a)限界貸付と b)中銀預けがあり、a)限界貸付は、金融機関が市場で資金調達ができないとき、ECB が各国中央銀行経由、オーバーナイトの貸付を行うものです。b)中銀貸付は、金融機関が市場での借り手が存在しないときに、各国中央銀行へオーバーナイト預金を行います。③最低準備預金制度は、市場金利の安定のために、ECB の指示に基づき、金融機関に各国中央銀行へ預金をさせ、市場から資金を吸い上げる仕組みです。

豆知識 中央銀行としての独立性

- ユーロ圏は、各国の中央銀行が独自に金融政策を行うことを放棄し、ECB による中央集権的な金融政策に委ねる体制です。このため、ECB は、その金融政策は、ユーロ圏全体の経済状況を考慮し決定し、実施することとなります。
- 仮に、ECB の意思決定が、特定の国の状況に応じたものであった場合、ユーロ圏内の各国の物価にばらつきが発生し、ユーロ圏全体の物価の安定を損なうこととなります。このため、ユーロ圏 19 か国に対し、単一の中央銀行による金融政策を行うため、ECB の独立性は確実に担保されなければなりません。

本書は、情報提供のためのみに提供されるものであり、新たな資料によりその全体について修正、更新または差替されることがあります。本書に含まれる情報は、信頼できると信ずべき情報源から入手されるものでありますが、その正確性または完全性について何らの表明をするものではありません。本情報の正確性または当社の見解の有効性へ依拠される方は、自己の責任においてそれを行うこととなります。

本書は、金融商品（有価証券を含みますが、これに限られません）の取得の申込またはその引受もしくは買付の申込の勧誘を目的とするものではなく、また金融商品の取引条件の最終的な提示を意図したものではありません。本書に記載されるいかなる表示も三田証券会社またはその関係会社が取引を締結することを約束するものとして解釈されるべきではありません。三田証券会社および、またはその関係会社が本書に基づいて取引を行うことはありません。

三田証券会社またはその関係会社は、本書から発生した誤解について一切の責任を負いません。また、三田証券会社及びその関係会社は、本書に基づいて投資家がなす決定から発生した財務上その他の結果に関して、いかなる受託者責任または賠償責任も負いません。投資家は、リスクを自ら評価し、且つこの点について必要な範囲で自己の法律上、財務上、税務上、会計上またはその他専門分野の自己の助言者から助言を受ける必要があります。

投資家は、特に、本書に記載する金融商品を引受、買付且つ保有する場合、一定の状況においては本金融商品の償還価値・強制買戻価格が額面金額・当初投資金額を下回る場合があり、ゼロとなる可能性もあることを認識する必要があります。

商号等	三田証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号
本店所在地	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3-11
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	5億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和24年7月
連絡先	03-3666-0011 又はお取引のある支店にご連絡ください。